淀川水系往古川 洪水浸水想定区域図
（計画規模）

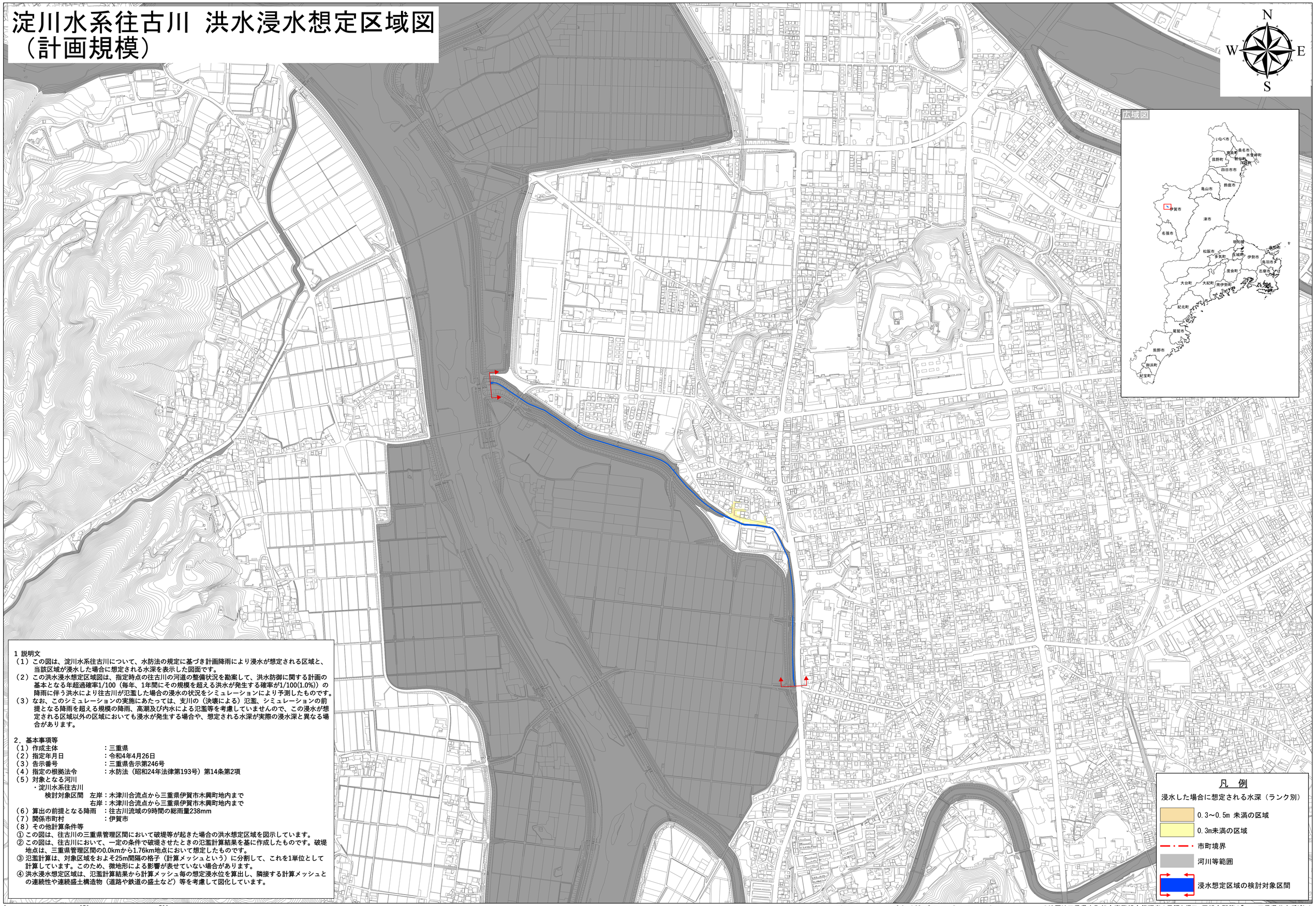

1 説明文

（1）この図は、淀川水系往古川について、水防法の規定に基づき計画降雨により浸水が想定される区域と、当該区域が浸水した場合に想定される水深を表示した図面です。

（2）この洪水浸水想定区域図は、指定時点の往古川の河道の整備状況を勘案して、洪水防御に関する計画の基本となる年超過確率1/100（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/100(1.0%)）の降雨に伴う洪水により往古川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。

（3）なお、このシミュレーションの実施にあたっては、支川の（決壊による）氾濫、シミュレーションの前提となる降雨を超える規模の降雨、高潮及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この浸水が想定される区域以外の区域においても浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2．基本事項等

（1）作成主体　：三重県

（2）指定年月日　：令和4年4月26日

（3）告示番号　：三重県告示第246号

（4）指定の根拠法令　：水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項

（5）対象となる河川

・淀川水系往古川

検討対象区間　左岸：木津川合流点から三重県伊賀市木興町地内まで

右岸：木津川合流点から三重県伊賀市木興町地内まで

（6）算出の前提となる降雨　：往古川流域の9時間の総雨量238mm

（7）関係市町村　：伊賀市

（8）その他計算条件等

① この図は、往古川の三重県管理区間において破堤等が起きた場合の洪水想定区域を図示しています。

② この図は、往古川において、一定の条件で破堤させたときの氾濫計算結果を基に作成したものです。破堤地点は、三重県管理区間の0.0kmから1.76km地点において想定したものです。

③ 氾濫計算は、対象区域をおよそ25m間隔の格子（計算メッシュという）に分割して、これを1単位として計算しています。このため、微地形による影響が表せていない場合があります。

④ 洪水浸水想定区域は、氾濫計算結果から計算メッシュ毎の想定浸水位を算出し、隣接する計算メッシュとの連続性や連続盛土構造物（道路や鉄道の盛土など）等を考慮して図化しています。

三重県県土整備部　令和4年4月

この地図は三重県市町総合事務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2019三重県共有デジタル地図(数値地形図2500)」を使用し、調整したものである。(承認番号：三総地第37号)
本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。